

★[終活]の一環としても利用できる[相続税の申告要否検討表]

実際に相続が始まると税務署から「相続税の申告要否検討表」が届くことがあります。

これは「相続税の申告が必要となる可能性が高いと見込まれる」場合に、この検討表を利用して相続税の申告が必要かどうかを概算でチェックしたうえで、申告が必要であれば相続税申告書を、不要であればこの検討表を提出してくださいというものです。

この検討表を生前に終活の一環として利用してみたいはいかがでしょうか。（若林茂）

◎相続税の申告要否検討表

＜出所＞国税庁ホームページ

相続税の申告要否検討表 【提出用】

1 亡くなった人の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、亡くなった日を記入してください。

住所	氏名	生年月日	亡くなった日

2 亡くなった人の職業及び勤め先の名称を「亡くなる直前」と「それ以前（生前の主な職業）」に分けて具体的に記入してください。

亡くなる直前： (勤め先の名称)
それ以前（生前の主な職業）： (勤め先の名称)

3 相続人の氏名、住所及び亡くなった人との続柄を記入してください。

相続人の氏名	フリガナ	相続人の住所	続柄
①			
②			
③			
④			

(注) 相続を放棄された人がある場合には、その人も記入してください。 相続人の数 ⑤ 人

4 亡くなった人や先代の名義の不動産がありましたら、土地、建物と区分して（面積は概算でも結構です。）記入してください。

種類	所在地	イ 面積(m ²)	ロ 路線価等 (注1、2)	ハ 地租 (注2)	ニ 評価額の概算 (注3)
①					万円
②					万円
③					万円
④					万円

(注) 1 路線は、土地について路線価が定められている地域は路線価を記入し、路線価が定められていない地域は固定資産税評価額を記入してください。また、建物は固定資産税評価額を記入してください。
2 土地に係る路線価又はハの地租の倍率は、国税庁ホームページ [https://www.rosenka.nta.go.jp] で確認することができます。なお、路線価等は平均単位で表示されています。
3 ①～④は、仮に算出された金額を記入してください。
(口欄：路線価を記入した場合) 口の金額×イの面積(m²)
(ロ欄：固定資産税評価額を記入した場合) 口の金額×ハの地租(建物1.0倍)
なお、「居住用の区分所有建物」(いわゆる分譲マンション)については、別途評価方法がありますので、「相続税のあらまし」をご参照ください。

5 亡くなった人の株式、公社債、投資信託等がありましたら記入してください(亡くなった日現在の状況について記入してください)。

銘柄等	数量(株、口)	金額	銘柄等	数量(株、口)	金額
①		万円 ④			万円
②		万円 ⑤			万円
③		万円			万円

合計額 ⑥ 万円

6 亡くなった人の預貯金・現金について記入してください(亡くなった日現在の状況について記入してください)。

預入先(支店名を含む)	金額	預入先(支店名を含む)	金額
①	万円 ④		万円
②	万円 (現金)		万円
③	万円		万円

合計額 ⑦ 万円

(⑥から⑦)の合計金額 ⑧ 万円

7 相続人などが受け取られた生命(損害)保険金や死亡退職金について記入してください。

生命(損害)保険会社等	金額	死亡退職金	支払会社等	金額
①	万円	①	ハ	万円
②	万円	②	ニ	万円

(注) 生命(損害)保険金や死亡退職金は一定額が非課税となりますので、次により計算します。※赤字のときはゼロ
生命保険金等 (イ+ロの金額 万円) - (遺族の人数 人×500万円) = ⑨ 万円
死亡退職金 (ハ+ニの金額 万円) - (遺族の人数 人×500万円) = ⑩ 万円

8 亡くなった人の制度で、上記から7以外の財産(家産用財産、自動車、貸付金、書画・骨とうなど)について記入してください。

財産の種類	数量等	金額	財産の種類	数量等	金額
①		万円	③		万円
②		万円			合計額 ④ 万円

9 亡くなった人から相続税計算課税を適用した財産の贈与を受けた人がある場合、その財産について記入してください。

贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額
①		万円	③		万円
②		万円			合計額 ④ 万円

10 亡くなった人から亡くなる前3年以内に、上記以外の財産の贈与を受けた人がある場合、その財産について記入してください。

贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額	贈与を受けた人の氏名	財産の種類	金額
①		万円	③		万円
②		万円			合計額 ④ 万円

11 亡くなった人から「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与の非課税の適用を受けた人がある場合、管理続柄を記入してください。

贈与を受けた人の氏名	資金の種類	管理続柄	贈与を受けた人の氏名	資金の種類	管理続柄
①		万円 ③			
②		万円			

合計額 ④ 万円

12 亡くなった人の借入金や未納となった税金などの債務について記入してください。また、葬式費用について記入してください。

借入先など債権者の住所・所在地・氏名・名称	金額	葬式費用の概算	金額
①	万円	③	万円
②	万円		万円

合計額 ④ 万円

13 相続税の申告書の提出が必要かどうかについて検討します。(種類によるもので、詳細については税務署にお尋ねください。)

①の金額 (黒字である場合) 相続税の申告が必要です。
②の金額 (赤字である場合) 相続税の申告は不要です。

※あくまでも概算による結果ですので、①の金額と②の金額の差が小さい場合には、申告の要否について更に検討する必要があります。

※ 国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] に、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続きなどの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

基礎控除額の計算
3,000万円 + (表面⑥) 人 × 500万円 = ⑤ 万円

(⑧ - ⑤) の金額 ⑥ 万円

住所 _____ 作成税理士の氏名、事務所所在地、電話番号 _____
氏名 _____
日中連絡可能な電話番号 _____

(※) 相続税の申告が不要な場合には、この「相続税の申告要否検討表」を提出してください。
【注意】「相続税の申告要否検討表」は、相続税の申告書ではありません。

◎記載事項と参考資料等

- ①相続人について…相続人の数によって相続税は変わります
- ②不動産…路線価、固定資産税課税明細書などを参考にします
- ③株式等…取引のある証券会社の資料（ネット証券などは相続人が把握しにくいので要注意）
- ④預貯金・現金…取引銀行の通帳等（ネットバンクやタンス預金は見落とし注意）
- ⑤生命保険金等…保険証券等（生命保険等には一定額の非課税枠あります）
- ⑥その他の財産…貸付金、書画・骨とう、金地金など
- ⑦贈与（精算課税・暦年課税・教育資金等の一括贈与）…贈与税申告書の控え等
- ⑧債務…銀行借入金など

◎まとめ

生前にこの検討表を利用しておけば、相続財産の概要・申告の要否などを把握することができます。ただし、財産の変動・税制改正などがあるので、何年かに一度は内容を更新しておくことが望ましいでしょう。また、作成した検討表の存在を相続人に知らせておけば、実際の相続開始時には相続税申告等の参考として役立ちます。

詳しい相続税額の試算や相続対策については専門家に相談することをお勧めします。